

農家民宿の開業に向けて

令和6年10月

福井県

目 次

1	農林漁業体験民宿（農家民宿）とは	3
	（1）農林漁業体験民宿の定義	3
	（2）「農林漁業民宿」と「民宿」	4
2	農家民宿の開業までの手順	5
	（1）農家民宿の構想を作る	5
	農家民宿構想検討シート	6
	（2）農家民宿開業手続きの流れ	7
	①農家民宿等事前確認書	7
	農家民宿開設のためのチェックシート	8
	②消防法令適合通知書	9
	③旅館業営業許可証・飲食店営業許可証	10
3	農家民宿における規制緩和の状況	12
	（1）農家民宿に関して全国的に緩和された法規制	12
	①農林漁業者又は非農林漁業者（個人に限る）が農林漁業体験民宿業を営む場合、 客室延床面積の面積要件を撤廃	12
	②農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化	12
	③農家民宿が行う農林漁業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化	12
	④農家民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応	13
	⑤農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化	14
	⑥農業生産法人の業務に民宿経営等を追加	14
	⑦農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大	14

(2) 都道府県段階における規制緩和	15
農家民宿に対する営業許可（食品衛生法）の規制緩和	15
4 農家民宿の営業を始めるに当たって	16

参考資料

農林漁業体験民宿業を行う施設の営業許可に係る施設基準の取扱い要領	18
農家民宿の申請に係る事前確認取扱い要領	19
（様式）農家民宿等事前確認願	21
（様式）農家民宿等事前確認書	23
（様式）消防法令適合通知書交付申請書	25
（様式）消防設備等の特例適用申請書	26
（様式）旅館業許可申請書	27
（様式）営業施設の構造設備説明書	29
（様式）営業許可申請書	31
Q&A	33

1 農林漁業体験民宿（農家民宿）とは

農林漁業体験民宿は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（略称「農山漁村余暇法」）に定められており、農林漁業者およびその組織する団体等が営業し、主として都市の住民に対して農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工又は調理体験、農山漁村の生活および文化に触れる体験等を提供できる宿泊施設をいいます。

（1）農林漁業体験民宿の定義

農山漁村余暇法において、
「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務^{（※1）}を提供する営業をいう。」
と定義されています。

※1 農山漁村余暇活動に必要な役務は次のとおりです。

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活および文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

- 二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務
 - イ 林業施業又は林産物の生産若しくは体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活および文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

- 三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活および文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

(2)「農林漁業体験民宿」と「民宿」

「農家民宿」をはじめ、いわゆる「民宿」や「旅館」、「ホテル」などは営業するために旅館業法の営業許可が必要です。そして、旅館業法には次の3つの区分があります。

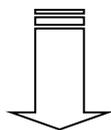
- ① 旅館・ホテル営業・・・施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ② 簡易宿所営業・・・宿泊をする場所を多数人で共用する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
- ③ 下宿営業・・・施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

以上のように、「民宿」という表現は旅館業法にはありません。上記のうち、主に②「簡易宿所営業」について一般的に「民宿」と呼称しています。

2 農家民宿の開業までの手順

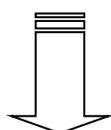
(1) 農家民宿の構想をつくる

参考事例に学ぶ



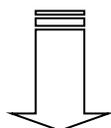
全国にも、福井県内にも、農家民宿の開業事例はたくさんあります。こうした事例を調べ、学習することから始めましょう。実際に農家民宿に宿泊して経営者から体験談を伺うことも参考になるでしょう。

家族内の合意づくり



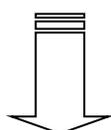
農家民宿の経営には、家族の協力が不可欠です。何のために農家民宿を経営するのかについて、この段階で家族内できちんと意見をすり合わせておきましょう。

農家民宿のスタイルを考える



農家民宿には様々なスタイルがあります。素泊まりか、食事を提供するのか、どんな体験メニューを提供するか、など、自分自身にもっともふさわしく、そして無理のないスタイルを考えましょう。

地域のこと・リスクなどを考える



地元の方々との連携の可能性、情報発信の方法、想定されるリスク（食中毒・貴重品の紛失など）についての対処方法なども検討しましょう。

はじめて農村を訪れた人たちを快く迎え、短期間で農村生活の良さを伝えることができるように考えてみましょう。

相談窓口（P7）に相談する

農家民宿の構想が固まったら、自ら思い描く農家民宿の姿を、「農家民宿構想検討シート（P6）」にまとめ、このシートと家の図面等を持って最寄りの県農林総合事務所または嶺南振興局の農家民宿相談窓口（P7）へ相談に行きましょう。図面が無い場合は簡単な見取り図でも大丈夫です。

相談窓口の担当者が、手続きの概要を説明するとともに、さらに詳しい説明が必要な場合には、担当機関への橋渡しをしてくれます。

窓口を訪ねる際には、あらかじめ電話して担当者の都合を確認しておきましょう。

《 農 家 民 宿 構 想 検 討 シ ー ト 》

どんな農家民宿にするか、次の表に記入しながら構想を練ってみましょう。

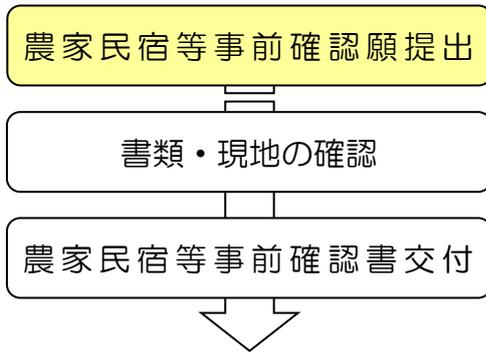
項 目	内 容	○を 付ける	関連する法令等	
客 室 数	部屋数	部屋	旅館業法 建築基準法	
	客室の延べ床面積	m ²		
	客室の位置 1階 ()、2階 ()			
	その他 ()			
農林漁業体験	提供する体験メニュー		余暇法*	
お 風 呂	あ り(自家風呂利用)		旅館業法	
	な し(近接浴場利用)			
食事の提供	朝食のみ		食品衛生法	
	2食付き			
	な し		—	
	自 炊		—	
自家製加工食品の提供			食品衛生法	
送 迎	最寄の駅まで		—	
	それ以外		道路運送法	
	なし		—	
水 道	水道水		—	
	井戸水等		旅館業法・食品衛生法	
下 水	下水道		—	
	合併・単独浄化槽		浄化槽法	
建 物	既存建物（改修）		建築基準法・都市計画法 農地法・農振法***	
	新築		浄化槽法・消防法	
料 金	一泊二日 (食)	円/人	： 体験指導料	円/人
予 約 方 法	電 話 ・ インターネット ・ その他 ()			
宣 伝	インターネット ・ 雑誌広告 ・ その他 ()			
保険の加入				

※余暇法・・・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

※※農振法・・・農業振興地域の整備に関する法律

(2) 農家民宿開業手続きの流れ

①農家民宿等事前確認書（農家民宿の各種法令の緩和措置を受けるのに必要です）

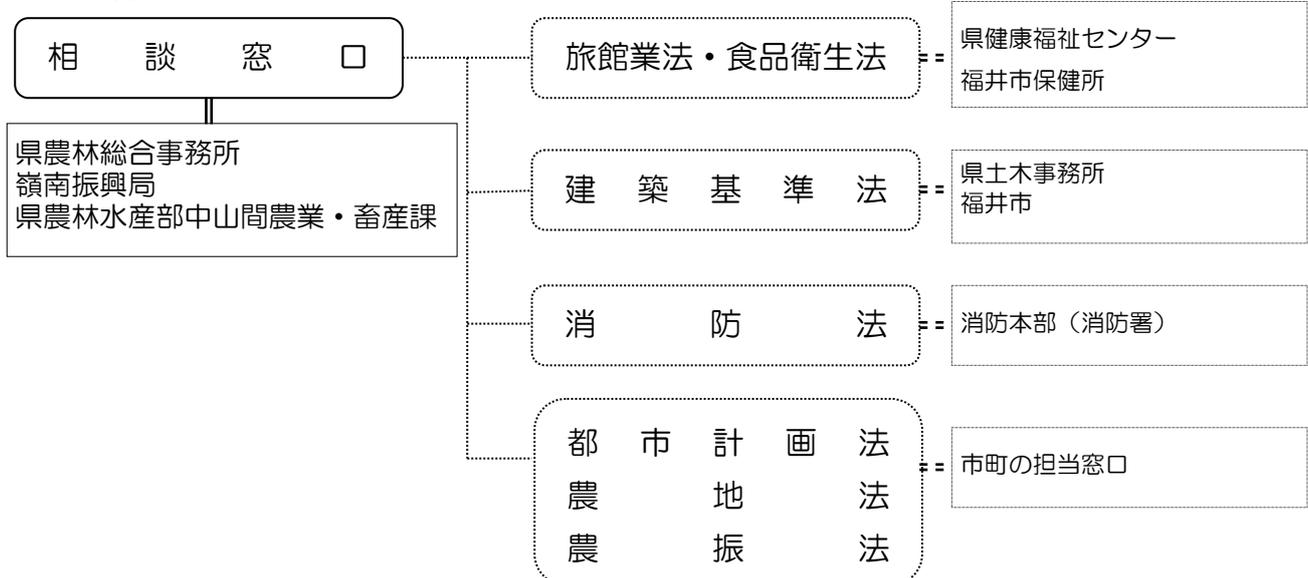


最寄りの県農林総合事務所または嶺南振興局に「農家民宿等事前確認願（P21）」を提出します。提出後、市町担当課との協議・書類や現地の確認により、「農林漁業者等が農山漁村余暇活動に必要な役務を提供する民宿業を営む施設等であること」を確認し、「農家民宿等事前確認書（P23）」を交付します。

農家民宿開業に関する相談窓口、事前確認

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
福井農林総合事務所	地域農業振興課	0776-21-8209	福井市・永平寺町
坂井農林総合事務所	地域農業振興課	0776-81-3222	あわら市・坂井市
奥越農林総合事務所	地域農業振興課	0779-65-1282	大野市・勝山市
丹南農林総合事務所	地域農業振興課	0778-23-4534	鯖江市・越前市・池田町・南越前町
	丹生技術経営支援課	0778-23-4533	越前町
嶺南振興局農業経営支援部	地域農業振興課	0770-56-2221	小浜市・高浜町・おおい町・若狭町（上中地区）
嶺南振興局二州農林部	技術経営支援課	0770-22-5027	敦賀市・美浜町 若狭町（三方地区）

《相談体制》



《農家民宿開設のためのチェックシート》

担当	ご相談にのれる項目	チェック欄		農家民宿開設に必要な手続きなど
県健康福祉センター等	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅館業法に関する事 ● 食品衛生法に関する事 「旅館」、「飲食店」等として必要な衛生面の施設基準等についてご説明します。	旅館業法	<input type="checkbox"/> 農林漁業者 または 農林漁業者以外の者（個人に限る） <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供・あつせんする施設	法律に基づく「旅館業許可申請」が必要です。
		食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工販売をする 1日当たりの宿泊人数が概ね10名以下の場合、施設基準が緩和されます（P15）。	法律に基づく「食品営業許可申請」が必要です。
			<input type="checkbox"/> 食事を提供しない <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工販売をしない	法律に基づく手続きは必要ありません。
県土木事務所等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法に関する事 建物の基準等についてご説明します。	(1) 次の <u>全ての項目</u> に該当する場合⇒「住宅」扱い（P14）		法律に基づく措置や手続き等は必要ありません。 法律に基づく手続きは必要ありませんが、「旅館」の建物として「建築基準法」上の措置が必要です。 法律に基づく「建築確認申請（用途変更）」が必要です。「旅館」の建物として「建築基準法」上の措置が必要です。
		<input type="checkbox"/> 住宅と併用 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供・あつせんする施設 <input type="checkbox"/> 客室延べ床面積（※1）が33㎡未満		
		(2) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 旅館用途部分（※2）の床面積が200㎡未満		
		(3) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 旅館用途部分（※2）の床面積が200㎡を超える		
消防本部（消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法に関する事 防火安全上必要な措置等についてご説明します。	(1) 次の <u>全ての項目</u> に該当する場合⇒「一般住宅」扱い <input type="checkbox"/> 一般住宅と併用 <input type="checkbox"/> 旅館用途部分の面積が、一般住宅部分の床面積より小さい <input type="checkbox"/> 旅館用途部分の床面積が50㎡以下 }（※3）		「消防法令適合通知書等の交付申請」を行う必要があります。 また、「旅館」等の扱いとなる場合には、これ以外にも消防法に基づく措置が必要です。
		(2) 上記(1)に該当しない場合⇒「旅館」扱い		
市町担当課	<ul style="list-style-type: none"> ● 民宿の営業する場所に関する事 利用に制限のある地域について説明します。	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域・国立公園・国定公園・県立公園・農地・林地に立地する。		農家民宿の開業について許可が必要です。

【注意事項】

- ※1 客室として利用する部屋から、押入や床の間等を除いた面積。
- ※2 施設の中で旅館として使用する部分の面積。（旅館専用部分＋共用部分）
- ※3 それぞれの床面積には、押入や床の間、廊下等も含まれます。（共用部分は案分する）

②消防法令適合通知書

(事前に、必要となる設備や書類について、最寄りの消防本部(消防署)に相談してください。)

消防法令適合通知書の交付申請

最寄りの消防本部(消防署)に、農家民宿の営業許可申請に必要な「消防法令適合通知書」の交付申請を行います。

<必要な書類>

- 消防法令適合通知書交付申請書(P25)
- 消防用設備等の特例適用申請書^{*}(例)(P26)
※特例適用申請書は、消防本部により様式が異なるので、下表の所管する消防本部へお問い合わせください。
- 農家民宿等事前確認願(写) • 農家民宿事前確認書(写)
- 図面(家全体の間取り・手書きの図面でも可)

消防法令適合現地確認検査

交付申請後、消防法に基づく必要な設備が整っているか現地確認が行われます。基準に適合している場合には「消防法令適合通知書」「消防用設備等検査済証」が交付されます。

消防法令適合通知書交付

消防法に関する相談、申請

機関等の名称	担当課	電話番号	所管市町
福井市消防局	予防課	0776-20-3997	福井市
大野市消防本部	予防課	0779-64-4899	大野市
勝山市消防本部	予防課	0779-88-0400	勝山市
永平寺町消防本部	予防課	0776-63-0119	永平寺町
嶺北消防組合消防本部	予防課	0776-51-8435	あわら市・坂井市
鯖江・丹生消防組合消防本部	予防課	0778-54-9112	鯖江市・越前町
南越消防組合消防本部	予防課	0778-21-8865	越前市・池田町・南越前町
敦賀美方消防組合消防本部	予防課	0770-23-9988	敦賀市・美浜町 若狭町(三方地区)
若狭消防組合消防本部	予防課	0770-53-5213	小浜市・高浜町・おおい町・ 若狭町(上中地区)

③旅館業営業許可証・飲食店営業許可証

(事前に、必要となる設備や書類について、最寄りの県健康福祉センター等に相談してください。)

旅館業営業許可申請

最寄りの県健康福祉センター等に、旅館業営業の許可申請を行います。

<必要な書類>

- 旅館業許可申請書 (P 27)
- 営業施設構造設備説明書 (P 30)
- 消防法令適合通知書 (写)
- (建築確認済証)
- 農家民宿等事前確認願 (写)・農家民宿事前確認書 (写)
- 図面 (家全体の間取り・手書きの図面でも可)

飲食店営業許可申請

開設した農家民宿で食事を提供するには、食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」が必要となります。

手続きは、「旅館業営業許可申請」と同時に行うとよいでしょう。営業開始前には必ず「飲食店営業許可」を取得しましょう。

<必要な書類>

- 営業許可申請書 (P 32)
- 農家民宿等事前確認願 (写)・農家民宿事前確認書 (写)
- 図面 (家全体の間取り・手書きの図面でも可)
- 井戸水を使用する場合は、事前に相談し、水質検査を受けることが必要

現地確認調査

許可申請後、旅館業法・食品衛生法に基づく必要な設備が整っているかなど現地確認が行われます。

旅館業営業許可証交付

基準に適合している場合は、「旅館業営業許可証」

飲食店営業許可交付

「飲食店営業許可証」が交付されます。

農家民宿開設

農家民宿営業開始

旅館業法、食品衛生法に関する相談、営業許可

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
福井健康福祉センター	環境衛生課	0776-36-1119	永平寺町
坂井健康福祉センター	環境衛生課	0776-73-0601	あわら市・坂井市
奥越健康福祉センター	環境衛生課	0779-66-2076	大野市・勝山市
丹南健康福祉センター	生活衛生課	0778-51-0034	鯖江市・越前市・池田町・ 南越前町・越前町
嶺南振興局二州健康福祉 センター	生活衛生課	0770-22-3747	敦賀市・美浜町 若狭町（三方地区）
嶺南振興局若狭健康福祉 センター	環境衛生課	0770-52-1300	小浜市・高浜町・おおい町・ 若狭町（上中地区）
福井市保健所	生活衛生室	0776-33-5183	福井市

建築基準法に関する相談、建築確認

機関等の名称	担当課・グループ	電話番号	所管市町
福井土木事務所	建築営繕課	0776-24-5179	永平寺町
三国土木事務所	建築課	0776-82-1110	あわら市・坂井市
奥越土木事務所	建築課	0779-66-8138	大野市・勝山市
丹南土木事務所	建築課	0778-23-4538	越前市・池田町・南越前町
鯖江丹生土木部	建築課	0778-34-0464	鯖江市・越前町
嶺南振興局敦賀土木事務所	建築課	0770-22-5486	敦賀市・美浜町 若狭町（三方地区）
嶺南振興局小浜土木事務所	建築課	0770-56-5914	小浜市・高浜町・おおい町・ 若狭町（上中地区）
福井市	建築指導課	0776-20-5574	福井市

3 農家民宿における規制緩和の状況

農家民宿の開業にあたっては、旅館業法、道路交通法、旅行業法、消防法、建築基準法などの法律が関係しています。農家民宿の場合、いわゆる民宿よりも、開業の際の法規制が緩和されています。

(1) 農家民宿に関して全国的に緩和された法規制

- ① 農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る）が農林漁業体験民宿業を営む場合、客室延床面積の面積要件を撤廃

■旅館業法【平成15年 3月 25日に公布】

緩和前 ●簡易宿所営業を営む場合、33 m²以上の客室面積が必要。

緩和後 ●農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合、簡易宿所の客室延べ床面積基準を適用しない。

■旅館業法【平成28年 4月 1日より適用】

緩和前 ●農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合、簡易宿所の客室延べ床面積基準を適用しない。

緩和後 ●農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る）が農林漁業体験民宿業を営む場合、簡易宿所の客室延べ床面積基準を適用しない。

※ 客室延べ床面積は、客室のうち宿泊客が通常足を踏み入れない、押入や床の間を除いた面積です。

※ ただし、福井県の条例により、客室の定員は3.3m²につき1人としております。

- ② 農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化

■道路運送法【平成15年 3月 28日付け通知（自動車交通局旅客課長）】

緩和前 ●宿泊者に対する送迎が「白タク営業（営業許可を持たずにタクシー業務を行うこと）」に相当するのではないかとの指摘がありました。

緩和後 ●農家民宿が、宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はないことが明確化されました。

※ただし、送迎に係る料金を徴収したり、送迎を利用する客と利用しない客との間に宿泊料金に差を付けたりする場合は、道路運送法の営業許可の対象となります。

- ③ 農家民宿が行う農林漁業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化

■旅行業法【平成15年 3月 20日付け通知】

(国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長)】

緩和前 ●運送・宿泊サービスに農林漁業体験を付加し販売・広告することは旅行業法に抵触するのではないかとの指摘がありました。

緩和後 ●農家民宿自らが、運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないことが明確化されました。

(国土交通大臣の登録を必要としない。)

④ 農家民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応

■消防法【平成19年 1月 19日付け通知(消防庁予防課長)】

緩和前 ●農家民宿も通常の民宿と同様の消防用設備等の設置を義務付けられていました。

緩和後 ●住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿業をする場合、地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になりました。

内容

1 誘導灯および誘導標識について

農家民宿の避難階(通常1階)において

- (1) 各客室から直接外部に容易に避難できる、または、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間にあっても迷うことなく避難口に到達できることなど、簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。
- (2) 農家民宿等の外に避難したものが当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所に避難できること。
- (3) 農家民宿等において、その従業者が宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

以上の3点、全ての条件に該当する場合には、当該避難階における誘導灯および誘導標識の設置を必要としません。

2 消防機関へ通知する火災報知設備について

- (1) 上記1の全ての条件に該当すること。
- (2) 客室が10室以下であること。
- (3) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨なら

びに防火対象物の所在地、建物名および電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されていること。

以上の3点、全ての条件に該当する場合には、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を必要としません。

⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取り扱いの明確化

■ 建築基準法【平成17年 1月 17日付け通知

(国土交通省住宅局建築指導課長)】

緩和前 ●農家民宿(簡易宿泊所)は、建築基準法上「旅館」に該当するため、住宅を農家民宿として利用する場合も旅館並みの防火・避難設備などが義務づけられていました。

緩和後 ●住宅の一部を農家民宿として利用し、小規模(客室延床面積33m²未満)で避難上支障がないと認められれば、建築基準法上「旅館」に該当しないものとして取り扱われることとなりました。

(一定の条件のもと、非常用の照明装置等の設置が不要になります。)

⑥ 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加

■ 農地法【平成17年 9月 1日より全国展開】

緩和前 ●民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外でした。

(農業関連事業の範囲：農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、資材製造、農作業受託)

緩和後 ●農業生産法人が実施する農作業体験施設の設置・運営や農林漁業体験民宿業が農業関連事業に追加されました。

⑦ 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大

■ 農山漁村余暇法【平成17年 12月 1日付け施行】

緩和前 ●農林漁業体験民宿業に登録できるのは、経営者が農林漁業者又はその組織する団体に限定していました。

緩和後 ●宿泊施設(一般の民宿・旅館など)が、地域の農林漁業者と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となりました。

(2) 都道府県段階における農家民宿の規制緩和

農家民宿を営業する場合、食品衛生法に定める飲食店営業の施設基準の運用について、都道府県段階における規制緩和が可能となっています。

○ 農家民宿に対する営業許可（食品衛生法）の規制緩和（福井県独自の規制緩和）

■食品衛生法【平成17年 11月 25日付け公布および施行（福井県独自）】

令和3年 5月 18日付け改正 医衛第929号

令和3年 6月 1日施行

改正前 ●宿泊客等の食事を提供する場合には、県条例に定める施設基準を満たすことが必要となっており、1日当たりの宿泊人数が概ね10名以下で、かつ、営業者およびその同居の家族により調理が行われている施設であって、①年1回の保健所が行う衛生講習を受講すること ②魚介類、食肉の生食用食品を提供する場合は、事前に健康福祉センターの指導を受けることを条件に次の基準が緩和されていました。

- ・ 家庭用台所の使用を認める。
- ・ 1槽式の洗浄設備での可
- ・ 洗浄設備で適切な手洗いが実現可能な場合は、手洗い設備として兼用が可（洗浄設備等に手指を消毒する薬品を入れた容器を備え、適性な手洗いの実施が可能な場合に限る。）

改正後 ●今回の改正に伴い、1日当たりの宿泊人数が概ね10名以下で、かつ、営業者およびその同居の家族により調理が行われている施設であって、①年1回の保健所が行う衛生講習を受講すること ②魚介類の生食用食品を提供する場合には、事前に保健所の指導を受けることを条件に次の基準が緩和されます。

- ・ 家庭用台所の使用を認める。
- ・ 洗浄設備で適切な手洗いが実現可能な場合は、手洗い設備として兼用が可（洗浄設備等の水栓は洗浄後の手指の汚染が防止できる構造であり、手指を消毒する薬品を入れた容器を備え、適性な手洗いの実施が可能な場合に限る。）

※改正前の要領に基づき施設基準の緩和の適応を受けている営業許可については、改正前の食品衛生法第52条第3項の有効期間の満了の日までの間に限り、なお、従前の例によります。

4 農家民宿の営業を始めるに当たって

(1) 家族の協力・地域の連携

農家民宿の開設には、家族の理解協力や周辺地域との連携、また経営管理も必要になります。

本業の農林漁業とは異なる仕事ですから、疲れてしまって本業がおろそかになってしまわないように、あまり無理をしない（資金面、精神面、肉体面）ように十分気をつけてください。

また、地域で連携して農家民宿を開設すれば、たとえば修学旅行などの大勢の方も受け入れできるようになり、集客もしやすくなります。そのほか、宿泊のみの農家民宿と、農家レストランでの食事、そして農林漁業体験、と分担することで各農家の負担を減らす、といったやり方も考えられます。

(2) 保 険

民宿やそれに付随する建物などに起因する宿泊客のケガや食中毒などによる宿泊客に対する保障や、火災や災害による損害などに対処するため、保険の加入を検討する必要があります。

また、体験メニューを提供する場合は、レクリエーション保険の加入も必要です。これについては、保険料を料金に含めるなどの工夫をするとよいでしょう。

(3) インテリア・演出

特に、立派な設備を用意する必要はありません。ただし、清掃や管理には十分気をつけましょう。水周りは特に気をつけましょう。

また、利用者はあくまで『旅行者』です。利用者に気持ちよく泊まってもらうためには、利用者と家族の兼用空間などを、あまり生活臭を感じさせない程度に整頓しておきましょう。家の中や庭先を整え、季節の野の花などちょっとした飾り付けで心を和ませる工夫もするとよいでしょう。

(4) 衛生管理

食事など飲食物の提供をするときは、衛生管理に最も気を使わなくてはなりません。食中毒の防止のため、白衣や髪おおいなど清潔な服装を着用し、調理開始前には必ず手洗い消毒を行い、調理関係の設備器具、食器などは入念に洗浄します。水道水以外を使用している場合は、年1回の水質検査を行い水質管理にも気をつけましょう。また、定期的に調理従事者の検便も行ってください。

利用者の苦情は、そのほとんどがトイレ、お風呂、寝具が汚いといったことです。水周りや寝具類の衛生面には特に気をつけましょう。

(5) 設備管理

民宿を運営していくうえで、施設や備品、消耗品などの維持管理が必要です。こまめに点検・取り替えを行うとともに運営費用として計上しておかなくてはなりません。

また、窃盗事故防止のため、外部からの侵入者なども考慮に入れ、万一来て備えて具体的な防止策も講じておきましょう。

火災は最も気をつけなくてはならないことのひとつです。火の元の確認はもちろんのこと、宿泊者に対して寝タバコやストーブの取り扱いなど十分な指導も必要です。万一来て備え、最初にお部屋に案内したときに、避難方法、火災警報器、消火器の位置や取り扱い方なども説明しておかなくてはなりません。カーテン、じゅうたん、布団は、燃えにくい加工が施されている防火品を使用すると安心です。

(6) 農林漁業体験民宿の登録制度

登録機関として、現在(一財)都市農山漁村交流活性化機構、(株)百戦錬磨があります。この登録機関もまた、指定制から登録制になりました(平成17年12月)。

登録するメリットとして、公認の「農山漁村体験民宿業」の看板を掲げることができます。その他、登録機関が実施する様々なサービスも利用できます。

【看板イメージ】

